

パートナーシップ宣誓により利用できる行政サービス

●宣誓を行わなければ利用できないサービスです。

宣誓したことを証明する書類の提示や提出が必要です。

令和7年4月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証等の提示	問い合わせ先
住居	市営住宅の入居申込	・パートナーと市営住宅に入居ができます。 ※その他の収入等要件を満たす場合に限ります。	要	第一ビルサービス 廿日市営業所 TEL:0829-34-1140
墓地	市営墓地（合葬墓を含む）の使用許可申請	・パートナーの焼骨を納骨するための墓地として、市営墓地の使用許可を申請できます。	要	生活環境部 人権・市民生活課 TEL:0829-30-9147
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金	・犯罪行為によりパートナーが死亡した場合、遺族見舞金を申請できます。 ・犯罪行為によりパートナーが重傷病を負った場合、重傷病見舞金を本人の代理として支給申請することができます。 (ただし、当該犯罪被害による負傷または疾病により本人が申請困難と認められる場合に限る。)	要	生活環境部 人権・市民生活課 TEL:0829-30-9136
	犯罪被害者等日常生活等支援費用の助成	・犯罪行為によりパートナーが死亡または重傷病を負った場合、家事・介護サービス費用、一時保育費用の助成を受けることができます。 ・犯罪行為によりパートナーが死亡した場合、転居費用の助成を受けることができます。	要	生活環境部 人権・市民生活課 TEL:0829-30-9136

注 制度ごとに所定の要件があります。